

～政策関連～

『海南自由貿易港法』公布 同地域の基本法として位置づけ 立法権付与や税還付など

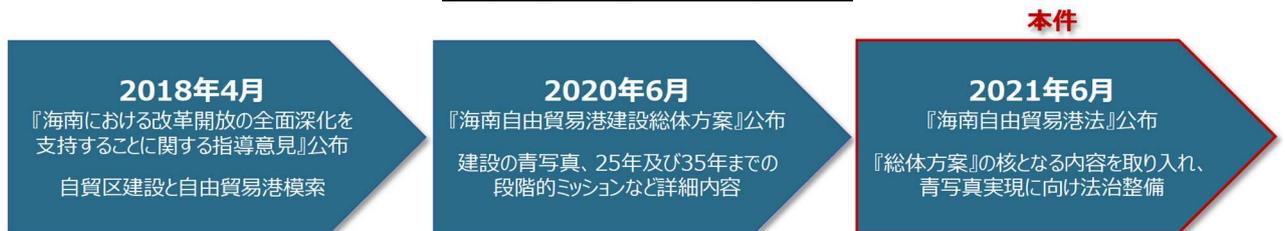
平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2021年6月10日、中国第13回全国人民代表大会（全人代、国会に相当）常務委員会第29回会議にて、『海南自由貿易港法』（以下、『港法』という）が公布され、同日施行されました。

海南自由貿易港は中国唯一の省級経済特区であり、「自由貿易港」という「世界最高レベルの開放形態」に向けて模索と建設が進められています。拙稿「みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第550号）『海南自由貿易港の現状と今後の展望』¹」では2020年6月公布の『海南自由貿易港建設総体方案』²（以下、『総体方案』という）を中心に、海南自由貿易港建設の歴史や状況などについて解説しました。今回は『港法』可決・施行の背景と意義、主なポイントについてまとめたいと思います。

□ 本法施行の背景と意義

【図表1】『港法』施行の背景と意義



（関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『港法』は海南自由貿易港における基本法として位置づけられており、海南における自由貿易港建設や各政策の権威性を保障し、法律に準拠し、国際的で、利便性のあるビジネス環境の構築を目指すものとされています。昨年公布の『総体方案』と一部重なる部分もありますが、『総体方案』に掲げられた海南自由貿易港の建設構想（青写真）の実現に向けた法体系の構築が主な狙いとされており、『総体方案』にあるような段階を踏まえた目標というよりも、その全過程において順守すべき法的根拠を示したものであるとされています。

みずほ中国WeChat公式アカウント



中国内外の経済・ビジネス動向に関するレポートや、銀行からのご案内を発信しています。

¹ 拙稿「みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第550号）」の詳細については以下ご参照：

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0602-XF-0105.pdf>

² 『海南自由貿易港建設総体方案』の詳細については弊行執筆「みずほ中国ビジネス・エクスプレス（第509号）」ご参照：

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0561-XF-0105.pdf>

中国国営中央テレビ(CCTV)では同法可決・施行の意義について、「(本法は)中央政府の指示を立法化・制度化する」もので、「法治化・国際化され・利便性の高いビジネス環境を整えることで改革開放・経済のグローバル化推進に対する国家の意思の強さを反映」している。その一方で「海南自由貿易港における制度構築は革新的なものであるため、(本法を通じて)関連措置の統一性・協調性を図ることで相乗効果を高める役割も担っている」と述べました。

□ 『港法』の注目ポイント

今回公布された『港法』は全8章57条からなります。『総体方案』の主な内容でもある「貿易の利便化」、「投資の利便化」、「財政税務制度」、「産業発展及び人材支援」などについて法律として制定したほか、「生態環境保護」についても定めました。注目ポイント及び重要内容は以下の通りです。

➤ 【管理】——特別管理体制の構築、改革・立法自主権の付与

『港法』では、海南自由貿易港建設につき特別行政管理体制を構築し、省人民政府・関連部署に改革・立法に係る自主権も与えることとしました。その内容(一部抜粋)は以下の通りです。

- ✓ 海南自由貿易港の建設に適した行政管理体制を構築し、監督管理モデルを革新する(第6条)
- ✓ 改革自主権の行使を支持し、海南省人民政府及び関連部署に管理権限を付与する(第7条)
- ✓ 海南省人民代表大会及び常務委員会に貿易、投資などにつき法規の制定、海南自由貿易港内での実施を支持し、現行法律・行政法規に対して融通を利かすこともできる(第10条)

なお一地方政府への立法自主権の権限付与や法律法規制定時に融通を利かせるという革新的措置は、同日公布の『上海市人民代表大会及び常務委員会に対する浦東新区法規制定に係る権限付与の決定』³([全国人民代表大会常務委員会关于授权上海市人民代表大会及其常務委員会制定浦东新区法规的决定](#))において上海市にも付与されていますが、中国国内では極めて珍しいケースといえます。

➤ 【投資】——投資に係る利便性向上、参入拡大

投資の利便化に関しては、「極簡(高度に簡素化された)投資審査・承認制度の全面実施」、「投資促進・投資保護制度の健全化」、「知的財産権保護の強化」、「公平・公開・予測可能な投資環境の構築」としており、国務院が2019年に公布した『外資利用業務をより良く行うことに関する意見』([关于进一步做好利用外资工作的意见](#)、国発[2019]23号)の方針に従った内容となっています。

また、「市場参入承諾即入制」「参入前内国民待遇+外商投資ネガティブリスト」「海南市場参入拡大特別リスト(特別措置)」など『総体方案』の既存内容について法律として制定したのものもあります。

一方で、開放の方針について『港法』では「(国家安全、社会安定、生態環境などを脅かす分野などを除き)**投資参入の全面的な開放**」を掲げています。これは『総体方案』の「参入に関し大幅な緩和」からさらに進化させた内容となっています。

➤ 【貿易】——貨物及び物品移動時の管理手法の明確化

海南自由貿易港の税関特別監督管理区域制度を構築・整備し、「自由・安全・便利」な貨物貿易管理制度を整え、サービス貿易管理措置を最適化するとしています。『総体方案』にあった「一線」「二線」につき、キーワードとしてはなくなりましたが、概念は同じです。詳細は【図表2】をご参照ください。

³ 中国語原文は下記リンク参照：

http://www.gov.cn/xinwen/2021-06/11/content_5616928.htm

【図表 2】貨物貿易の取り扱い



※ 「貨物」と「物品」の違いは前者は販売目的で輸出入するのに対して、後者は販売せず通関した後に必ず戻ってくる
※※輸出入禁止・制限リストについては、国务院の商務主管部署が海南省とともに制定
(『港法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

一方で、サービス貿易についてはネガティブリスト管理制度を実施し、ネガティブリストに記載された品目以外のクロスボーダーサービス貿易につき「内外一致」(内外資に対して差別せず平等に扱うこと)の原則に基づき管理を行うとしています。

➤ 【税制】——海南自由貿易港特有の財政税收体系の構築

今回『港法』の最大の注目ポイントの一つとして、「海南自由貿易港特有の財政税收体系の構築」が挙げられます。『総体方案』を踏まえつつ、海南以外の中国本土における税制体制との公平性やバランスが考慮された内容となっています。詳細は下図をご参照ください。

【図表 3】海南自由貿易港税制体系の構築

		全島税関閉鎖 ⁴ 運用前	全島税関閉鎖運用後
販売・輸出入に係る諸税	島内販売	-	増値税 消費税 車両購入税 都市維持建設税 教育付加税
	離島免税	輸入に係る関税、増値税、消費税免除	閉鎖運用時に簡素化・統合 貨物・サービス販売時に販売税徴収 その後さらに簡素化 今後制定予定
	域外→海南	一部輸入商品につき、 輸入に係る関税、増値税、消費税免除	課税商品をリスト管理 リスト以外の貨物は輸入に係る関税免除
	海南→域内	輸入に係る関税徴収 (奨励類産業の企業が生産し、輸入原材料を含まない、もしくは港内で付加価値が一定以上*増加した製品につき関税免除)	
	域内→海南	域内で徴収済みの増値税、消費税還付	
	海南→域外	輸出に係る関税徴収	
所得税	企業	海南自由貿易港に登録し条件に合致する企業に対し、優遇的な企業所得税**実施	
	個人	条件に合致する個人に対し、優遇的な個人所得税実施	

※ 『総体方案』など関連通達によると、付加価値増加率の基準は現状「30%以上」となっている。

※※『総体方案』では要件及び優遇税率を明記。詳細は拙稿「みずほ中国ビジネス・エクスプレス(第550号)」ご参照。

(『港法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

⁴ 「税関閉鎖」とは、ある区域を指定し当該区域に入った貨物について中国国境に入ったものの通関は完成していない状態を指す。海南自由貿易港では、全島において「税関閉鎖」を行う予定。

『総体方案』からの主な変更点として、貨物が域内から海南自由貿易港に移動する場合、徴収済みの増値税及び消費税の還付が挙げられます。税還付制度の導入の背景について専門家は、海南では2025年以降(ネガティブリスト記載品目を除き)輸入商品の大半に対する輸入関税が撤廃される計画であり、関税撤廃後は輸入商品と増値税・消費税が課税された国内貨物とでは不均衡が生じるため、税還付を通じてこの不均衡を緩和させる狙いであると解説しました。

また、海南自由貿易港における税目の簡素化・統合に関して、中国(海南)改革発展研究院副院長、企業研究諮詢センター主任の楊政氏は、「他国の自由貿易港には「増値税」「都市維持建設税」「教育付加税」などの税目がない。今回の税目の簡素化・統合は国際ルールに合わせた改革である」とコメントしました。

➤ 【生態環境】——厳しい生態環境保護制度の導入

『港法』では環境保護目標責任制度や考課制度の導入など厳しい生態環境保護制度を定めました。国家発展改革委員会副主任の任丛亮氏は、「海南自由貿易港建設では「(発展段階で)汚染した後に処理する」という古いやり方は取らない。生態環境保護を一つの章として独立させたのはその決意の現れである」とコメントしました。

海南自由貿易港における優遇措置を目当てに、今後国内外からの投資活動が活発化することが想定されます。目先の経済成長に重きを置く地方政府が、同地域の生態系に影響を及ぼしかねない企業を誘致したり生産活動を許可しないよう、制約を設けたとみています。「生態環境参入ポジティブリスト」が制定されれば、同地域への投資活動などに一定の影響が出る考えられるでしょう。

【図表4】厳格な生態環境保護制度の構築(一部抜粋)

- ✓ 生態環境評価・モニタリング制度の健全化
- ✓ 「生態環境参入ポジティブリスト」の制定
- ✓ 外来種対策、域外固体廃棄物の輸入禁止
- ✓ 医療廃棄物など危険廃棄物処理能力の向上
- ✓ 政府主導、企業及び社会が参与し、市場化され、持続可能な生態保護補償メカニズムの構築
- ✓ 環境保護目標責任制、考課評価制の実施
- ✓ 他では、環境保護目標未達、生態環境の嚴重な破壊に責任を負う地方政府や環境監督管理部署の主要責任者に対する処分・責任追及を明記

(『港法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

➤ 【その他】——金融、産業と人材政策

基本的に『総体方案』を踏襲する内容となっていますが、金融面に関しては「金融機関に条件付きでオフショア金融業務の展開を許可する」ことが新たに追加されました。海南省はもともと金融業に強みを持つ地域ではありませんが、今後、自由貿易港建設における金融改革の深化、とりわけ資本項目における規制緩和が徐々に推進されることで、中国香港地域の開放レベルに近づいていくことが期待されています。

なお、【貿易】【税制】を含め、「洋浦保税港区」「海口総合保税區」などの税関特別監督管理区域で先に試行し結果や効果を検証したうえで全島で展開する政策も一部ありますので、ご注意ください。

□ リスクの対応

『港法』及びその他優遇策の頻繁な公布の裏にはリスクも潜んでおり、実際の違反事例も見られています。6月21日の『港法』公布に関する記者会見での海南省省長の馮飛氏の発言によると、主に密輸リスク、税収リスク、金融リスクといった3つのリスクが存在しており、海南省では15の「リスク管理特別ワーキンググループ」(风险防控专项工作组)を結成し、これらリスクの防止に当たっているとされています。

【図表 5】海南自由貿易港における主なリスク



(メディア報道などに基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ まとめ

前述の通り、今回のように国家レベルで一地域のために立法するのは非常に珍しいケースといえます⁵。米中貿易摩擦等の国際情勢の変化を背景に、中央政府が如何に海南自由貿易港の建設を重視し、同地区を中国式改革開放のモデル地域に仕立て上げることに注力しているかが伺えます。

海南自由貿易港は「広東・香港・マカオグレーターベイエリア」「京津冀地域」「長江デルタ地域」と同様、これからの中国の経済成長エンジンの一翼を担う最重要地域戦略の一つとして、今後も継続的に中央政府から政策支援を受けると予想され、すでに国内外の多くの企業から高い関心が示されています。

一方で2018年以降、多くの優遇策が公布されており、うち他地域で試行中・未実施のものも多く含まれています。「体制が完全に整う前に政策の盲点をかいぐろうとする」違法行為と当局による取締り強化とのいたちごっこは今後も一定の範囲で続く可能性があると思われます。同地域へ投資済み、もしくはその予定がある企業におかれましては、同地域のビジネスチャンスに注目すると同時に、政策、法律及び判例などをタイムリーに情報収集・整理し、自社のコンプライアンス体制を整え、リスクを軽減させておく必要があるかと思えます。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

⁵ 楊政氏によれば、「中国建国以来、一省のために立法するのは初めてであり、国家が海南自由貿易港を建設し、最高レベルの開放モデルを築き上げることに決意の固さが伺える」(“这是建国以来首次为一个省专门立法，足以证明国家在建立海南自由贸易港、打造最高水平开放形态上是非常有决心的。”)。

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 郭嘉賓

Tel：021-3855-8888 (Ext：1153)

E-mail：Jiabin.Guo@mizuho-cb.com

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。